

医看第 109-1 号
令和 7 年 9 月 9 日

各医療機関の長 様

鹿児島県保健福祉部
医師・看護人材課長

令和 8 年度新人看護職員卒後研修事業及び病院内保育所運営費補助事業の
実施計画について（照会）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本県の看護行政につきまして、御理解・御協力をいただき感謝いたします。

標記の件について、令和 8 年度予算編成作業の資料とするため、下記により調査票を提出してくださるようお願いします。

記

事 業 名	新人看護職員卒後研修事業	病院内保育所運営費補助事業
提出書類	新人看護職員卒後研修事業調査票	病院内保育所運営費補助事業調査票
提出方法	メールにて、以下の提出先まで御提出ください。	
提出期限	令和 7 年 10 月 3 日（金）必着	
提 出 先	knghojyo@pref.kagoshima.lg.jp	

<注意事項>

(1) 今回の調査により、補助金申請希望を「無」として回答した施設又は調査票の提出のない施設においては、令和 8 年度の補助金申請は困難となりますので御留意ください。

なお、本調査において、補助金の希望があると回答した場合でも、補助金の交付を確約するものではありません。

(2) 予算の範囲内で事業を実施するため、補助対象人数、補助類型（A 型、B 型等）、24 時間保育日数など今回の調査結果が各施設の上限となる場合があります。

(3) 国の配分状況によっては、補助金の額が大幅に減額されたり、内容を変更する場合があります。

（問合せ先）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県保健福祉部医師・看護人材課 看護係

① 新人看護職員卒後研修事業について ⇒ 福へ

② 病院内保育所運営費補助事業について ⇒ 東へ

TEL : 099-286-2736 (係直通) FAX : 099-286-5928

新人看護職員卒後研修事業について

1 目的・内容

病院等の新人看護職員が、卒後研修を受けられる体制を構築するため、病院等に対する補助事業を実施し、医療安全の確保や早期離職防止を図ることを目的とする。

2 補助の対象

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等

3 事業内容

参考 「鹿児島県新人看護職員卒後研修事業実施要綱(抜粋)」のとおり

4 補助対象経費

(1) 研修経費

新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）

(2) 教育担当者経費

新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）

(3) 医療機関受入研修

事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

5 補助基準

新人看護職員数	1人	2人～
(1) 研修経費	440千円 586千円 新人保健師研修もしくは新人助産師研修を含む場合。	630千円 776千円 新人保健師研修もしくは新人助産師研修を含む場合。 922千円 新人保健師研修、新人助産師研修いずれも含む場合。
新人看護職員数		5人～
(2) 教育担当者経費		215千円～ 新人看護職員等5人以上の場合に、5人ごとに加算する。上限は70名とする。

※ 新人看護職員数等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師である。

外部受け入れ人数	1～4人	5～9人	10～14人	15～20人	20人～
(3) 医療機関受入研修	113千円	226千円	566千円	849千円	1,132千円～

※

- ・ 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。
- ・ 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。

6 負担区分 県1／2、事業主体1／2

鹿児島県新人看護職員卒後研修事業実施要綱（抜粋）

1 目的

病院等の新人看護職員が、卒後研修を受けられる体制を構築するため、県内研修体制の検討や、研修の指導者等を対象とした研修の実施、病院等に対する補助事業を実施し、医療安全の確保や早期離職防止を図ることを目的とする。

4 事業内容

(5) 新人看護職員卒後研修補助事業の実施

ア 事業内容

(ア) 新人看護職員卒後研修事業

病院等は、新人看護職員ガイドライン（平成21年12月24日医政看発1224第1号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施する。

- a 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインI－3－1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。
- b 「研修における組織の体制」（ガイドラインI－3－2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。
- c 「新人看護職員研修」（ガイドラインIIを参照）に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。また、研修プログラムを作成し研修を実施すること。

(イ) 医療機関受入研修事業

新人看護職員研修事業を実施する病院等が、自施設の新人看護職員研修を公開し、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない施設の新人看護職員を公募により受け入れて研修を実施する。

イ 負担割合

病院等：2分の1、国：2分の1

なお、補助金交付要綱については、別に定める。

新人看護職員卒後研修事業調査票（令和8年度用）

提出期限：令和7年〇月△日（口）

施設名：●●●病院担当者所属・職・氏名：〇〇課・〇〇長・△△ △△TEL/mail 連絡先：099-286-2736/imukango@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本調査は令和8年度の実施について、お伺いするものです。今年度（令和7年度）分ではありませんので、御注意ください。

※ 設問1(2)令和8年4月採用予定者が0名の場合、本調査の回答は不要です。

1 貴施設における新人看護職員数について、以下に御記入ください。

- (1) 令和7年4月末日時点の新人看護職員数 (10) 人
 (2) 令和8年4月採用予定の新人看護職員数 (15) 人
 →うち、新人保健師数 (0) 人
 新人助産師数 (2) 人

※ 新人看護職員：主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師とし、2つ以上の免許を持つ者も1人として数える。

2 令和8年度に新人看護職員卒後研修事業を活用する希望はありますか。

以下から選択してください。

- (1) 有 →設問3へお進みください。
 (2) 無 →設問4へお進みください。

3 設問2で「(1) 有」を選択した施設にお伺いします。

令和8年度の新人看護職員医療機関受入研修の実施及び補助金申請の希望について、以下から選択してください。

- (1) 受入研修を実施し、受入研修にかかる補助金申請を希望する。
 (2) 受入研修を実施するが、受入研修にかかる補助金申請を希望しない。
 (3) 受入研修を実施しない。

→(1)を選択した場合、以下に数字を記入してください。

開催日	4月 ○日	4月 △日	5月 ○日	月	月	月	月	月	月	月	合計
1回の開催時間(A)	4	4	4								—
人数(B)	15	15	15								—
総時間 (A × B)	60	60	60								180

(注) 複数月で実施すること

4 設問2で「(2) 無」を選択した施設にお伺いします。

補助金申請を希望しない理由について、以下から選択してください。

- (1) 予算の関係上、研修の実施ができない。
 (2) 職員の体制上、研修の実施ができない。
 (3) 研修は実施するが、補助は希望しない。
 (4) その他 ()

5 新人看護職員卒後研修事業について、ご意見・ご質問等ありましたら、以下にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

参考**病院内保育所運営費補助事業について****1 目的・内容**

院内に従事する職員の離職防止及び潜在看護職員の再就業を促進することを目的として、院内に保育施設を有する施設に対し、保育所の運営費（保育士等の入件費）を補助する。

2 補助の対象

社会福祉法人、医療法人、一般社団法人等

3 補助対象経費

保育士等の職員の入件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は、入件費とする。）

4 補助基準

区分	A型特例	A型	B型	B型特例
保育児童数	1～3人	4人以上	10人以上	30人以上
保育時間	8時間以上	8時間以上	10時間以上	10時間以上
保育士等数	2人以上	2人以上	4人以上	10人以上
保育料	月額10,000円以上徴収			

5 補助基準額

A型特例 (1人×180,800円×12月 - 保育料収入相当額) ×負担能力指数による調整率

A型 (2人×180,800円×12月 - 保育料収入相当額) ×負担能力指数による調整率

B型 (4人×180,800円×12月 - 保育料収入相当額) ×負担能力指数による調整率

B型特例 (6人×180,800円×12月 - 保育料収入相当額) ×負担能力指数による調整率

24時間保育加算額 23,410円×運営日数

病児等保育加算額 187,560円×運営月数

児童保育加算額 10,670円×運営日数

休日保育加算額 11,630円×運営日数

○保育料収入相当額（県基準額）

24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

上限人数

種別	保育人数
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

○負担能力指数による調整率

区分	負担能力指数	調整率
基本額	5未満	0.7
	5以上20未満	0.5
	20以上	0.3

$$\text{負担能力指数} = \frac{\text{院内保育施設設置病院当期剩余金(前々年度)}}{\text{院内保育施設運営費設置者負担額(補助申請する年度の支出予定額)}}$$

6 負担区分 県2／3、事業主体1／3

- ※・この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けることはできません。
- ・補助金の所要額合計が予算額を超える場合には、減額調整を行います。

病院内保育所運営事業調査票 記入上の注意

●③ 「保育児童数」の算定方法

各月において職員と保育所との間に受託契約をしており、かつ各月において15日以上保育した職員の児童を保育児童数として算定します。

※15日未満の保育した児童数の算定について

下記の要領で換算した上で保育児童数の算定に含めます。

ただし、児童の換算は、1日単位で保育した児童についてのみ行い、時間単位以下の保育した児童については含めません。

・換算方法

(15日未満保育した児童の換算式)

$$(\text{保育児童一人当たりの換算数}) = (\text{各臨時に保育した児童の月間延保育日数}) \div (\text{実際の月間延開所日数})$$

例) その月において1日あたり8時間、15日間開所した保育所について

15日間保育した児童数 3人

6日間臨時に保育した児童数 1人

5日間臨時に保育した児童数 2人 である場合、

児童数を換算すると、

$$(6\text{日}) \div (15\text{日}) = 0.4$$

$$(5\text{日}) \div (15\text{日}) = 0.33$$

であるから、これに15日間保育した児童数を加算すると、

$$3 + 0.4 + 0.33 + 0.33 = \underline{4.06\text{人}}$$

●④ 「保育士等の数」欄は、次により記入してください。

- (1) 保育士等職員は、「保育士」と「保育士助手」とし、「保育士」とは有資格者の保育士をいい、「保育士助手」とは、有資格者の保育士以外の者で直接保育に従事している者（事務、給食職員等を除く）とします。
- (2) 「常勤職員」とは、年間を通じて平日は毎日8時間以上勤務するものをいい、「非常勤職員」とは、常勤職員以外のものとします。
- (3) 非常勤職員の常勤換算については、次式により算出した数とします。

$$(\text{非常勤職員の常勤換算}) = (\text{各非常勤職員の月(年)間延勤務時間数}) \div (\text{月(年)間開所日数} \times 8\text{h})$$

新人看護職員卒後研修事業調査票（令和8年度用）

提出期限：令和7年9月30日（火）

施設名：

担当者所属・職・氏名：

TEL/mail連絡先：

※ 本調査は令和8年度の実施について、お伺いするものです。今年度（令和7年度）分ではありませんので、御注意ください。

※ 設問1(2)令和8年4月採用予定者が0名の場合、本調査の回答は不要です。

1 貴施設における新人看護職員数について、以下に御記入ください。

- (1) 令和7年4月末日時点の新人看護職員数 () 人
 (2) 令和8年4月採用予定の新人看護職員数 () 人
 →うち、新人保健師数 () 人
 新人助産師数 () 人

※ 新人看護職員：主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師とし、2つ以上の免許を持つ者も1人として数える。

2 令和8年度に新人看護職員卒後研修事業を活用する希望はありますか。

以下から選択してください。

- (1) 有 →設問3へお進みください。
 (2) 無 →設問4へお進みください。

3 設問2で「(1)有」を選択した施設にお伺いします。

令和8年度の新人看護職員医療機関受入研修の実施及び補助金申請の希望について、以下から選択してください。

- (1) 受入研修を実施し、受入研修にかかる補助金申請を希望する。
 (2) 受入研修を実施するが、受入研修にかかる補助金申請を希望しない。
 (3) 受入研修を実施しない。

→(1)を選択した場合、以下に数字を記入してください。

開催日	月 日	合計								
1回の開催時間(A)										—
人数(B)										—
総時間 (A × B)										

（注）複数月で実施すること

4 設問2で「(2)無」を選択した施設にお伺いします。

補助金申請を希望しない理由について、以下から選択してください。

- (1) 予算の関係上、研修の実施ができない。
 (2) 職員の体制上、研修の実施ができない。
 (3) 研修は実施するが、補助は希望しない。
 (4) その他 ()

5 新人看護職員卒後研修事業について、ご意見・ご質問等ありましたら、以下にご記入ください。

[]

[]

ご協力ありがとうございました。

病院内保育所運営事業調査票（令和8年度用）

病院内保育施設設置病院名 :

設置主体 : (保育施設名 :)

住所 : (〒)

★担当者・連絡先

担当者 : 電話番号 :

FAX番号 : MAIL:

- 1** 令和8年度における病院内保育所運営事業補助金の補助金申請の有無（確実に申請する場合に限り有を○で囲んでください）

有 · 無

※上記**1**で“無”と回答した場合は、**2**以下の設問の回答は不要です。

- 2** 保育施設設置年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

- 3** 保育児童数（令和8年4月の見込み、令和7年8月実績）を御記入ください。

利 用 種 别	令和8年4月	令和7年8月
女性医師の保育児童	人	人
男性医師の保育児童	人	人
看護師、准看護師の保育児童	人	人
上記以外の医療職の保育児童	人	人
その他職員の保育児童	人	人
合 計	人	人

- 4** 保育士等の数（令和8年4月の見込み、令和7年8月の実績）を御記入ください。

職 種	令和8年4月	令和7年8月
常 勤	人	人
非 常 勤 (常勤換算)	人 (人)	人 (人)
合 計 (常勤換算合計)	人 (人)	人 (人)

5 保育(開所)時間 時間／日

6 該当する種別について

※別添「病院内保育所運営費補助事業について」を参考に該当する型を○で囲んでください。

令和8年度見込み

A型特例

A型

B型

B型特例

7 令和8年度24時間保育実施予定の有無 有(_____日／年)・無

※・「最低でも何日は確実」という数字を御記入ください。

・実施見込みのない過大な予定日数は、記載しないでください。

「有」の施設については、令和7年4～8月までの実績を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月
実施日数(日)					
保育児童延人数(人)					

8 令和8年度病児等保育実施予定の有無 有(_____月／年)・無

「有」の施設については、令和7年4～8月までの実績を記入してください。

対象児童	病院職員児童	病院職員の児童以外
児童数	人	人

9 令和8年度児童保育実施予定の有無 有(_____日／年)・無

※・「最低でも何日は確実」という数字を御記入ください。

・実施見込みのない過大な予定日数は、記載しないでください。

「有」の施設については、令和8年4～8月までの実績を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月
実施日数(日)					
保育児童延人数(人)					

10 令和8年度休日保育実施予定の有無 有(_____日／年)・無

※・「最低でも何日は確実」という数字を御記入ください。

・実施見込みのない過大な予定日数は、記載しないでください。

「有」の施設については、令和8年4～8月までの実績を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月
実施日数(日)					
保育児童延人数(人)					

11 平成26年度以降の厚生労働省（鹿児島労働局）の「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」に係る補助金受給の有無

有 無

12 保育料について

保育料月額（おやつ代を除く） 円（1人当たり平均）

おやつ代月額 円（1人当たり平均）

合計 円（1人当たり平均）

※おやつ代を除く保育料月額が、児童一人あたり平均10,000円未満になる施設は、
補助対象にはなりません（保育所規則等で確認）。

13 委託の有無

委託先名 () 有 無

(注)・この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けることはできません。